
第3期 おいらせ町国民健康保険
特定健康診査等実施計画

平成30年度～35年度
(2018年度～2023年度)

第3期おいらせ町国民健康保健特定健康診査等実施計画

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	43
2 計画の位置づけと役割	43
3 計画の期間	43
4 メタボリックシンドロームに着目する意義	44
第2章 第2期計画の実績と評価	
1 特定健康診査の実施結果	45
2 特定保健指導の実施結果	48
※資料「特定健康診査・特定保健指導実施状況の推移」	50
第3章 目標と対象者数の見込み	
1 計画の目標値	52
2 特定健康診査の対象者数	53
3 特定保健指導の対象者数	54
第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施	
1 特定健康診査の実施	55
2 特定保健指導の実施	57
3 特定健康診査等の結果の通知	59
4 年間の実施スケジュール	59
5 特定健康診査等の記録の保存	60
6 代行機関	60
7 特定健康診査等委託基準	60
8 目標達成に向けて	61
第5章 個人情報保護	62
第6章 計画の公表・周知方法	62
第7章 計画の評価・見直し	62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の医療を取り巻く環境は、急速な高齢化や生活習慣病の増加、国民生活や意識の変化など、大きな転換期に直面しており、国民皆保険を堅持し医療制度を持続させていくためには構造改革が急務となっています。

このような状況に対応すべく平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し、改革の一環として、平成20年度から糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導の実施が各医療保険者に義務付けられました。

本計画は、第2期の計画期間（平成25～平成29年度）が終了することに伴い、引き続き地域医療の確保と被保険者の健康増進を目指し、おいらせ町が国民健康保険者として効果的な健康診査及び保健指導を展開していくための基本的な事項を定めるものです。

2 計画の位置づけと役割

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）」第19条に基づきおいらせ町国民健康保険が策定する計画です。

特定健康診査等基本指針（法第18条）を踏まえ、青森県医療費適正化計画とも整合性を図りつつ、また、「おいらせ町総合計画」及び「おいらせ町健康増進計画」とも整合性を図るものであり、すべての町民の願いである健康、長寿であることの実現に資するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。また、必要に応じて見直しを行います。

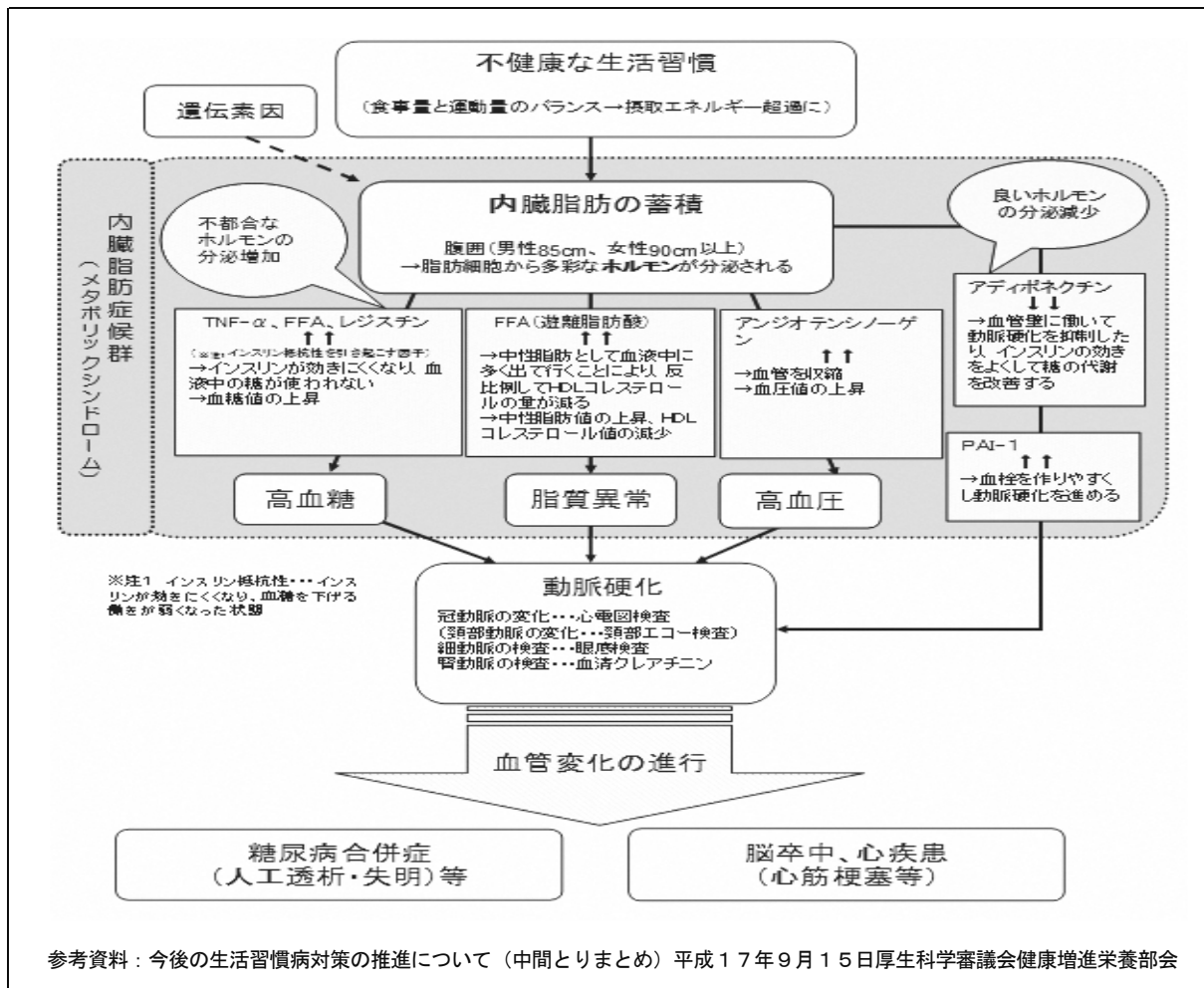
4 メタボリックシンドロームに着目する意義

メタボリックシンドロームとは、内臓肥満に高血糖、高血圧症、脂質代謝異常が重なった、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患を招きやすい病態です。

糖尿病などの生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事の定着など生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクを低くすることが可能となります。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする対象者を的確に抽出するために行うものです。

《メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）のメカニズム》



第2章 第2期計画の実績と評価

1 特定健康診査の実施結果

(1) 受診率の状況

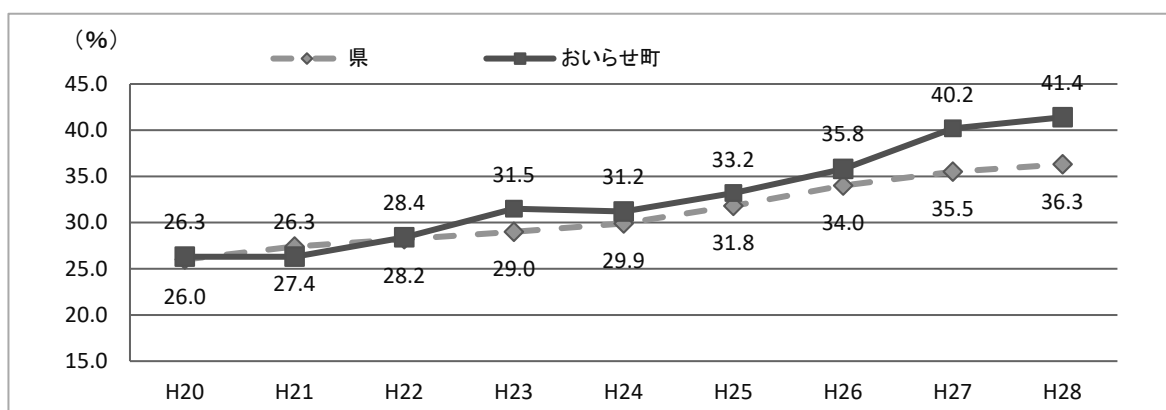
おいらせ町の特定健康診査の状況をみると、受診者数は年々増加しています。計画の目標値は達成していないものの、平成22年度以降から青森県の平均を上回り、特に平成27年度から県内順位の上位へ推移しています。

おいらせ町国民健康保険特定健康診査の受診率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ・基本健診無料化 ・健診機関追加	平成28年度 ・受診券カラー化	平成29年度
目標値	38.0%	43.5%	49.0%	54.5%	60.0%
受診率 (県内順位)	33.2% (18位)	35.8% (18位)	40.2% (13位)	41.4% (12位)	—
対象者	4,785	4,662	4,491	4,314	—
受診者	1,589	1,667	1,805	1,786	—

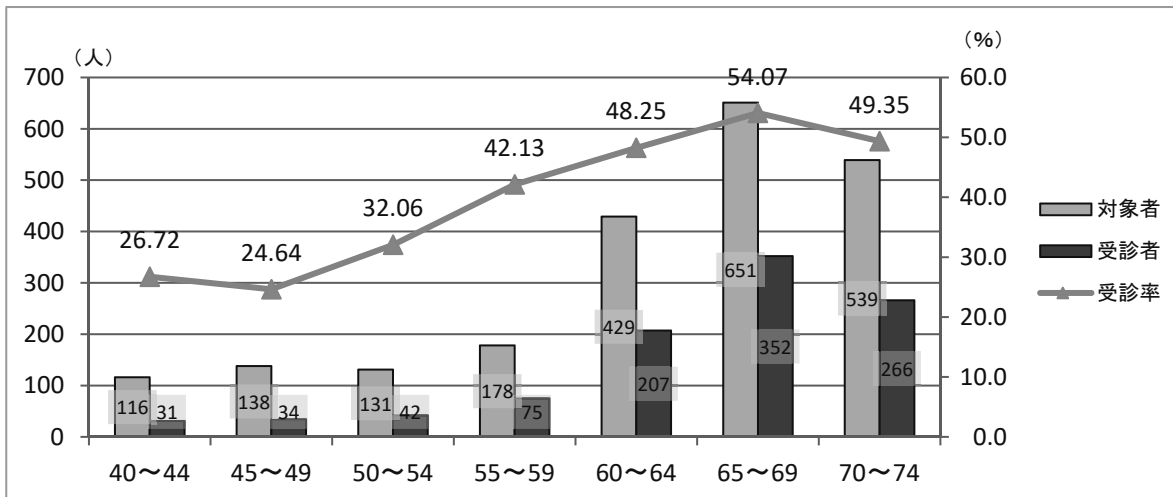
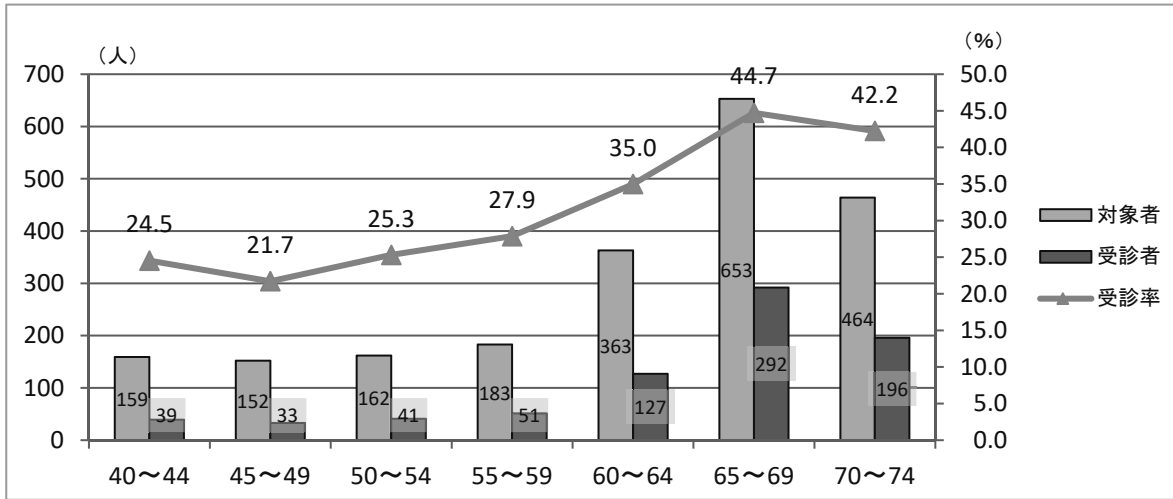
特定健康診査の実施率の推移

資料：青森県国民健康保険団体連合会



年代別受診者数と受診率（平成28年度）

資料：青森県国民健康保険団体連合会

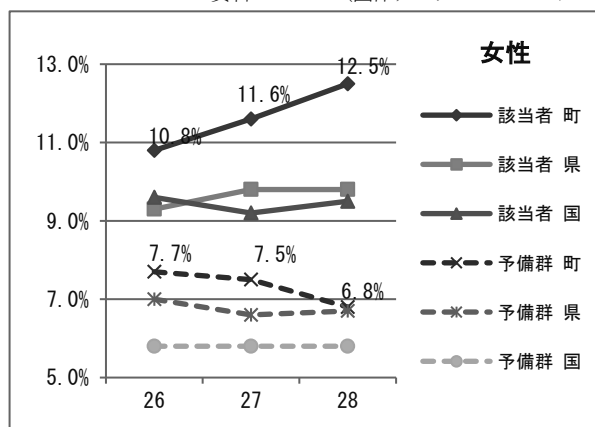
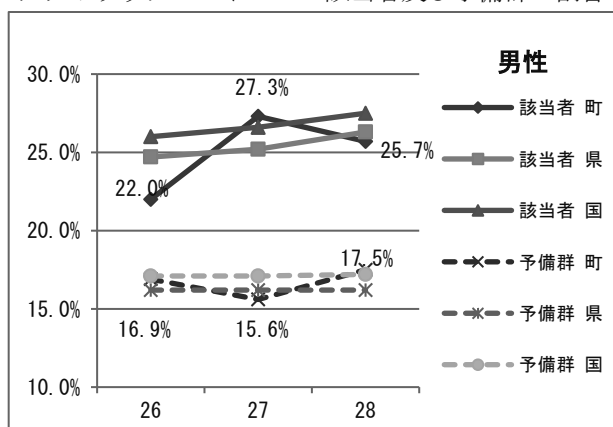


(2) 健診結果の状況

特定健診結果でのメタボリックシンドローム該当者は、男性、女性ともに上昇傾向にあります。また、非肥満高血糖者の割合が国・県と比較して高くなっています。

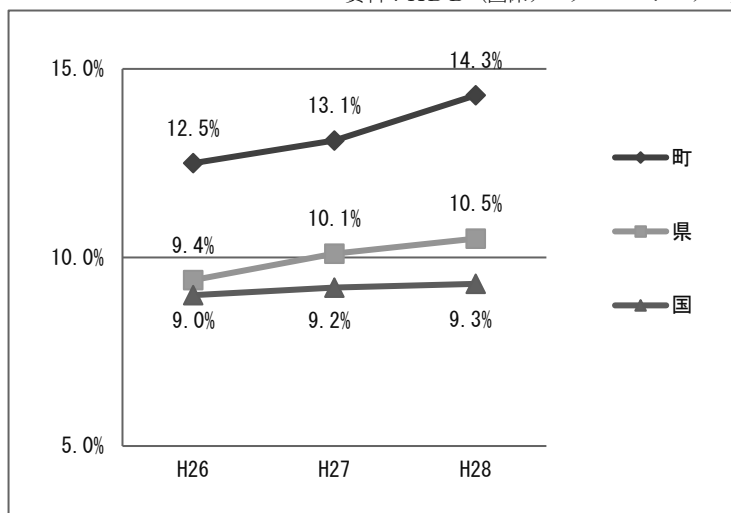
メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合

資料：KDB（国保データベースシステム）



非肥満高血糖者の割合

資料：KDB（国保データベースシステム）



2 特定保健指導の実施結果

特定保健指導については、前期計画期間の平成24年度から約19%上昇しています。特に平成28年度からは、業務委託により特定保健指導を効率的に受けられる体制を整備したことで大きな上昇につながりました。

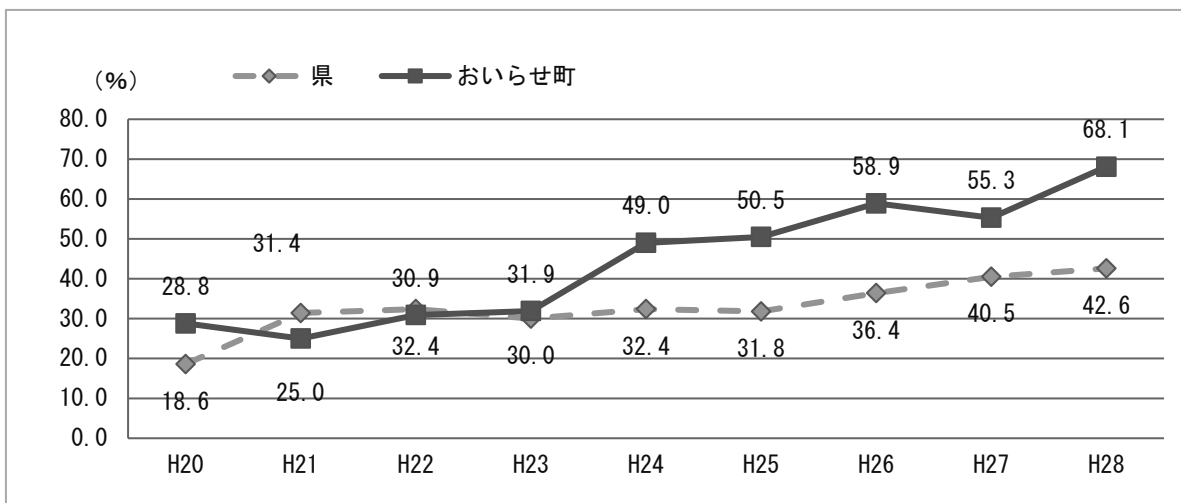
特定保健指導の実施率

資料：青森県国民健康保険団体連合会

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ・一部業務委託実施	平成29年度
目標値	38.0%	43.5%	49.0%	54.5%	60.0%
実施率	50.5%	58.9%	55.3%	68.1%	—
対象者(人)	192	209	217	210	—
実施者(人)	97	123	120	143	—

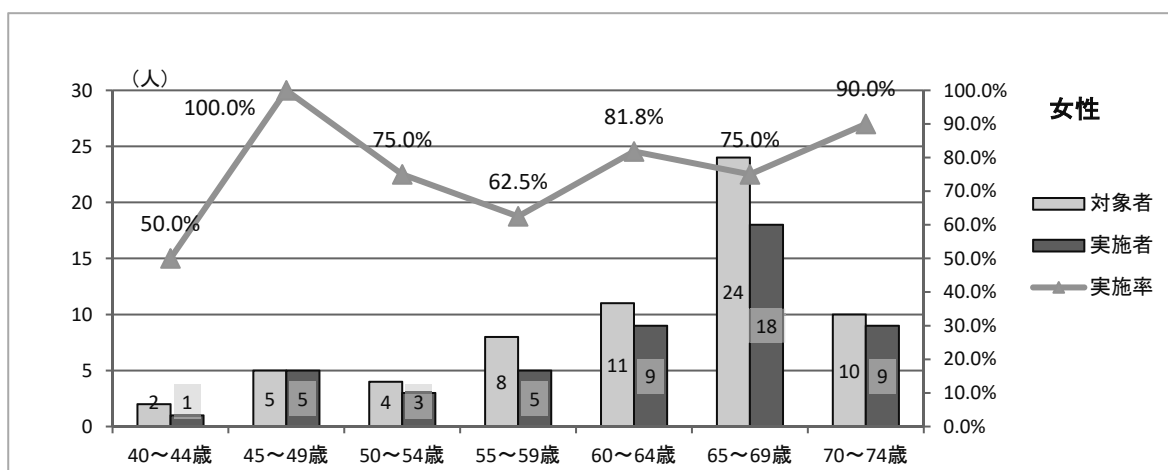
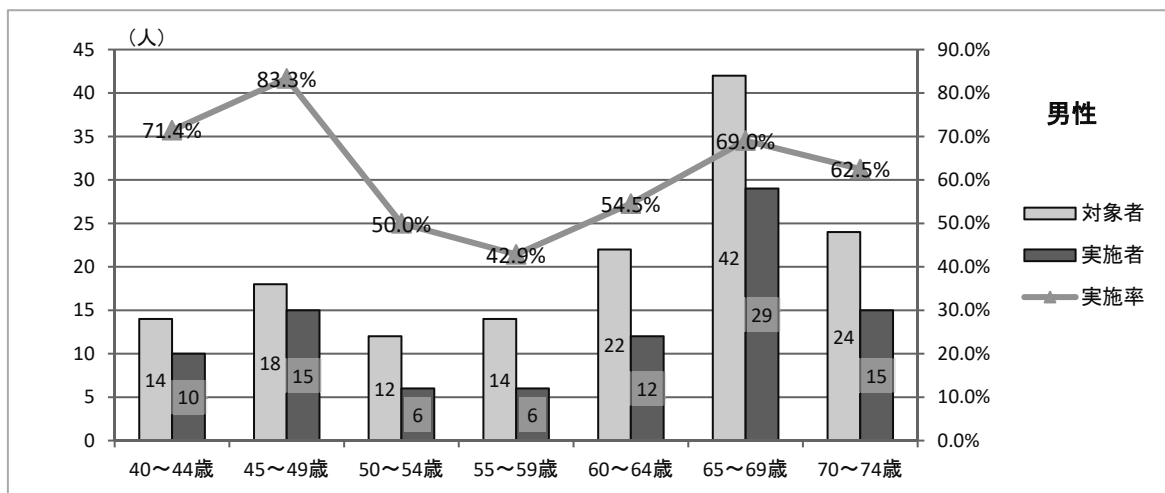
特定保健指導実施率の推移

資料：青森県国民健康保険団体連合会



年代別特定保健指導実施者数と実施率（平成28年度）

資料：青森県国民健康保険団体連合会



メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

資料：青森県国民健康保険団体連合会

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
目標値						25.0%
メタボリック シンドローム	該当者 減少率	28.2%	24.7%	23.9%	26.9%	—
	予備群 減少率	25.9%	21.8%	17.4%	22.5%	—

※該当者減少率…前年度の「メタボリックシンドローム該当者」のうち、当該年度「同予備群者」と「非該当」になった者の割合

予備群減少率…前年度の「メタボリックシンドローム予備群者」のうち、当該年度「非該当者」になった者の割合

※資料 「特定健康診査・特定保健指導実施状況の推移」

項 目		H20	H21		H22		H23		
		実績値	実績値	増減	実績値	増減	実績値	増減	
※()の数字は特定健康診査・特定保健指導実施結果集計表TKCA001の項番									
特定健康診査	対象者数(1)	5,180人	5,195人	15人	5,145人	-50人	4,941人	-204人	
	受診者数(2)	1,364人	1,365人	1人	1,460人	95人	1,558人	98人	
	受診率(3)	26.3%	26.3%	0.0%	28.4%	2.1%	31.5%	3.1%	
	受診率(県平均)	26.0%	27.4%	1.4%	28.2%	0.8%	29.0%	0.8%	
特定保健指導	積極的	対象者数(30)	79人	77人	-2人	84人	7人	80人	-4人
		終了者数(35)	7人	17人	10人	24人	7人	24人	0人
		終了者の割合(36)	8.9%	22.1%	13.2%	28.6%	6.5%	30.0%	1.4%
	動機付け	対象者数(37)	161人	155人	-6人	149人	-6人	171人	22人
		終了者数(42)	62人	41人	-21人	48人	7人	56人	8人
		終了者の割合(43)	38.5%	26.5%	-12.0%	32.2%	5.7%	32.7%	0.5%
	計	対象者数(44)	240人	232人	-8人	233人	1人	251人	18人
		終了者数(45)	69人	58人	-11人	72人	14人	80人	8人
		終了者の割合(46)	28.8%	25.0%	-3.8%	30.9%	5.9%	31.9%	1.0%
		終了者の割合(県平均)	18.6%	31.4%	12.8%	32.4%	1.0%	30.0%	-2.4%
	メタボリックシンドローム	該当者数(5)	202人	189人		216人		243人	
		該当者割合(6)	14.8%	13.8%		14.8%		15.6%	
該当者減少率(20)			27.5%		25.0%		28.4%		
予備群者数(7)		184人	216人		206人		226人		
予備群者割合(8)		13.5%	15.8%		14.1%		14.5%		
予備群減少率(23)			22.4%		24.9%		22.4%		
該当者・予備群者計(5)+(7)		386人	405人		422人		469人		
該当者・予備群者割合(6)+(8)		28.3%	29.6%		28.9%		30.1%		
減少率(該当者+予備群)			49.9%		49.9%		50.8%		
特定保健指導対象者の減少率(26)		18.0%		10.0%		12.6%			
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(29)		25.0%		15.6%		23.2%			

H24		H25		H26		H27		H28	
実績値	増減	実績値	増減	実績値	増減	実績値	増減	実績値	増減
4,932人	-9人	4,785人	-147人	4,662人	-123人	4,491人	-171人	4,308人	-183人
1,538人	-20人	1,589人	51人	1,667人	78人	1,805人	138人	1,783人	-22人
31.2%	-0.3%	33.2%	2.0%	35.8%	2.6%	40.2%	4.4%	41.4%	1.2%
29.9%	0.9%	31.8%	1.9%	34.0%	2.2%	35.5%	1.5%	36.3%	0.8%
66人	-14人	54人	-12人	70人	16人	64人	-6人	80人	16人
27人	3人	18人	-9人	33人	15人	27人	-6人	54人	27人
40.9%	10.9%	33.3%	-7.6%	47.1%	13.8%	42.2%	-4.9%	67.5%	25.3%
144人	-27人	138人	-6人	139人	1人	153人	14人	130人	-23人
76人	20人	77人	1人	90人	13人	93人	3人	89人	-4人
52.8%	20.1%	55.8%	3.0%	64.7%	8.9%	60.8%	-3.9%	68.5%	7.7%
210人	-41人	192人	-18人	209人	17人	217人	8人	210人	-7人
103人	23人	95人	-8人	123人	28人	120人	-3人	143人	23人
49.0%	17.1%	49.5%	0.5%	58.9%	9.4%	55.3%	-3.6%	68.1%	12.8%
32.4%	2.4%	34.7%	2.3%	36.5%	1.8%	40.6%	4.1%	42.4%	1.8%
239人		236人		257人		326人		326人	
15.5%		14.9%		15.4%		18.1%		18.3%	
30.4%		28.2%		24.7%		23.9%		26.9%	
187人		193人		192人		197人		202人	
12.2%		12.1%		11.5%		10.9%		11.3%	
24.1%		25.9%		21.8%		17.4%		22.5%	
426人		429人		449人		523人		528人	
27.7%		27.0%		26.9%		29.0%		29.6%	
54.5%		54.1%		46.5%		41.3%		49.4%	
26.0%		14.7%		21.3%		16.9%		20.1%	
25.7%		18.4%		28.9%		20.0%		21.7%	

第3章 目標と対象者の見込み

1 計画の目標値

特定健康診査については、計画最終年度における国の目標値が60%以上であることから、当町も計画最終年度における目標値を60%と定めます。また、特定保健指導については、計画最終年度における国の目標値が60%以上となっていますが、平成28年度において達成していることから、計画最終年度における目標値を70%と定め、これらの目標値を達成するために各年度の目標値を次のとおり設定します。

特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の目標

目標値	平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)	平成34年度 (2022年)	平成35年度 (2023年) 【国の目標】
特定健康診査 受診率	47.5%	50.0%	52.5%	55.0%	57.5%	60.0% 【60%】
特定保健指導 実施率	68.5%	69.0%	69.0%	69.5%	69.5%	70.0% 【60%】
特定保健指導 対象者の減少率	—	—	—	—	—	25.0% 【25.0%】 (H20年度比)

【参考】各種医療保険者別の目標値

資料：厚生労働省「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第3版）」

保険者 種別	全国目標	市町村 国保	国保組合	全国健康 保険協会 (船保)	単一健保	総合健保・ 私学共済	共済組合 (私学共済 除く)
特定健診 の実施率	70%以上	60%以上	70%以上	65%以上 (65%以上)	90%以上	85%以上	90%以上
特定保健指導 の実施率	45%以上	60%以上	30%以上	35%以上 (30%以上)	55%以上	30%以上	45%以上

2 特定健康診査の対象者数

(1) 特定健康診査の対象者

特定健康診査の対象者は、おいらせ町国民健康保険に加入している40歳から74歳までのうち、年度途中での加入・脱退のない者です。なお、以下に該当する者は、特定健康診査の対象外とします。

(除外対象者)

- ① 妊産婦
- ② 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者
- ③ 国内に住所を有しない者
- ④ 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者
- ⑤ 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（障害者支援施設・養護老人ホーム・介護保険施設など）に入所又は入居している者

(2) 対象者数の算定

特定健康診査の対象者数の推計は、特定健診等データ管理システムの提供する計算表で推計を行い、除外対象者（実績値1.7%）を除いた人数としています。受診者数については、特定健康診査の対象者数に目標受診率を乗じて推計しました。

特定健康診査対象者数

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査の対象者数	4,543人	4,475人	4,430人	4,405人	4,396人	4,396人
受診者数	2,158人	2,237人	2,326人	2,423人	2,528人	2,638人
目標実受診率	47.5%	50.0%	52.5%	55.0%	57.5%	60.0%

※ 特定健康診査等データ管理システムにて算出。平成35年度分については、各対象者数を平成34年度と同数とした。（特定保健指導対象者数についても同様）

3 特定保健指導の対象者数

(1) 特定保健指導の対象者

特定健康診査の結果を用いて、以下の基準により「積極的支援対象者」「動機付け支援対象者」の選定を行い、特定保健指導を実施します。

特定保健指導階層化判定基準

腹 囲	追加リスク		④喫煙歴	対 象	
	① 血糖	②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥85 cm (男性) ≥90 cm (女性)	2つ以上該当		/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当		あり なし		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当		/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当		あり なし		
	1つ該当		/		

(追加リスク)

- ① 血糖高値 空腹時血糖 100mg/dL以上 又は HbA1c (NGSP値) 5.6%以上
- ② 脂質異常 中性脂肪 150mg/dL以上 又は HDLコレステロール 40mg/dL
- ③ 血圧高値 収縮時血圧 130mmHg以上 又は 拡張期血圧 85mmHg以上

(2) 対象者数の算定

特定保健指導対象者の算定は、特定健康診査実施見込み数に平成28年度の特定保健指導対象者の発生率を乗じて推計しました。特定保健指導実施者数については、特定保健指導対象者数に目標実施率を乗じて推計しました。

特定保健指導対象者数

年 度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定保健指導対象者数	284人	288人	294人	303人	304人	320人
動機付け支援	157人	166人	177人	190人	197人	208人
積極的支援	127人	122人	117人	112人	107人	112人
特定保健指導実施人数	195人	199人	203人	210人	212人	224人
動機付け支援	108人	115人	122人	132人	137人	146人
積極的支援	87人	84人	81人	78人	75人	78人
目標実施率	68.5%	69.0%	69.0%	69.5%	69.5%	70.0%

第4章 特定健康診査・特定保健指導の実施

1 特定健康診査の実施

(1) 実施場所及び実施時期・期間

集団健診は町内施設で年間14日程度、個別健診は医療機関等で実施することとします。実施期間は概ね7月から翌年1月とし、毎年度当初に実施内容の詳細について、町の広報紙及び対象者への個別案内により周知します。

- ① 集団方式……公益社団法人青森県総合健診センターと特定健康診査の委託契約を行い、町内公共施設等で実施します。
- ② 個別方式……町内の医療機関や近隣の健診センター等で特定健康診査が可能となるよう、各医療機関・健診機関と特定健康診査の委託契約を行います。

(2) 実施項目

区分	項目内容	
基本的な 健診事項	問診	既往歴、服薬歴、喫煙習慣など
	理化学的検査	身体診察（視診、打健診、触診）
	身体測定	身長、体重、BMI、腹囲
	血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
	肝機能検査	AST(GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP)
	血中脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール LDL コレステロール
	血糖検査	空腹時血糖、HbA 1c
	尿検査	尿糖、尿蛋白
詳細な 健診事項	生化学検査	血清クレアチニン
	貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
	心電図検査	
	眼底検査	

(3) 受診券の様式と交付時期

特定健康診査の受診券は以下の様式とし、対象者には事前に特定健康診査受診券を交付するものとします。また、交付時期は健診実施日よりおおむね1ヶ月前とします。

受診券には以下の項目を記載します。

- 交付日
- 整理番号
- 受診者情報（氏名・性別・生年月日）
- 有効期限
- 健診内容
- 窓口での自己負担額
- 保険者情報（保険者名称・保険者番号・所在地・電話番号）
- 注意事項

(4) 周知や案内方法

特定健診の対象者へ健診の案内と申込用紙を送付します。また、町の広報紙やホームページ等で周知を図ることとします。

(5) 受診者の自己負担額

おいらせ町国民健康保険においては、特定健康診査に係る利用者の自己負担はありません。

(6) 健診結果の通知と情報提供

健診結果は受診者に個別に送付します。その際、対象者に合わせ、以下のような情報提供を行います。

- 健診結果の見方
- 健康の保持増進に役立つ情報
- 身近で活用できる社会資源の情報

2 特定保健指導の実施

(1) 実施場所及び実施時期・期間

特定保健指導は、対象者には健診終了後随時開始することとします。初回時面接の実施時期は健診実施年度の3月までとし、開始後概ね6ヶ月間で終了となります。

実施場所は町内の施設及び自宅等、また、特定保健指導を委託する健診機関にて実施することとします。

(2) 実施方法

保健指導は、生活習慣病に移行させないことを目的に、対象者自身が健診結果を理解したうえで、生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるように支援を行うものです。保健指導の必要性ごとに次のように実施します。

特定保健指導の種別	支援期間	初回面談	継続支援	評価
動機付け支援	3～6ヶ月	個別又はグループ 概ね20分以上	—	3～6ヶ月後 電話等による 評価
積極的支援	3～6ヶ月	個別又はグループ 概ね20分以上	電話等による 3ヶ月以上の 継続支援及び 中間評価	3～6ヶ月後 電話等による 評価

(3) 優先的に保健指導を実施する対象者の選定方法

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるためには、効果的・効率的な保健指導の実施が不可欠です。そのため、保健指導対象者に優先順位をつけて、最も必要な、そしてより効果の高い対象者を選定して保健指導を行います。

重点的に保健指導を行う対象者を選定する条件は以下のとおりです。

- (ア) 年齢が比較的若い対象者
- (イ) 健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった対象者
- (ウ) 質問項目の回答により、生活習慣改善の必要性が高い対象者
- (エ) 前年度、積極的支援及び動機付け支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者
- (オ) 医療費が高額になる可能性の高い疾病リスクを抱える対象者
- (カ) 保健指導の対象者として、階層化基準に該当する人だけではなく、階層化基準に合致しないため、特定保健指導の対象とはならないものの、生活習慣病に関するリスクを抱えている対象者
- (キ) 生活習慣病の罹患者で未治療の人や治療を中断している対象者

(4) 案内方法

特定保健指導の案内は特定健康診査の後、対象者に対し直接又は郵送もしくは電話により行います。連絡は、対象者の決定後速やかに行います。

(5) 利用者の自己負担額

おいらせ町国民健康保険においては、特定保健指導に係る利用者の自己負担はありません。

3 特定健康診査等の結果の通知

健診結果は、受診者本人に直接送付して通知します。また、通知の様式については、必要事項を網羅することを前提とした上で、健診機関等の採用する様式に従うものとします。

また、保健指導についても、実施した保健指導の内容や設定した目標などの記録を対象者との間で取り交わします。

4 年間の実施スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導
4月	対象者の抽出 当年度の契約	
5月	案内、申込書の発送	
6月	受診券の発送	
7月	健診の開始 未受診勧奨①	保健指導の開始
8月		
9月	未受診勧奨②	対象者の抽出、案内開始
10月		保健指導利用勧奨
11月		
12月	未受診勧奨③	
1月	健診の終了	
2月	みなし健診の依頼等対応 当年度の評価と次年度の計画	翌年9月まで保健指導実施 当年度の評価と次年度の計画
3月		

5 特定健康診査等の記録の保存

特定健康診査・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムにて行います。保存年限は、5年（特定健康診査等の実施の翌年4月1日から5年間）とします。また、他の医療保険者に異動する等加入者でなくなった場合は、異動年度の翌年度末まで保管することとします。

6 代行機関

おいらせ町国民健康保険における特定健康診査・特定保健指導の決済及びデータを管理保管する代行機関は青森県国民健康保険団体連合会とします。

7 特定健康診査等委託基準

特定健康診査等の業務委託については、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）」第16条第1項により、厚生労働大臣の定める基準に基づき実施します。

8 目標達成に向けて

特定健診受診率の向上に向けて、以下の方向で取り組みを行います。

取り組みの方向	具体的な取り組み例
申込みやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込用紙の個別発送 OCR 用紙等 ・ 保健協力員による健診申込書回収と受診勧奨のための毎戸訪問 ・ 受診券の個別発送
受診しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診との同時実施（複合健診） ・ 早朝、休日健診の実施 ・ 個別受診機関の充実 ・ 疾病の早期発見・早期治療の啓発 ・ 集団健診におけるスタッフ増員による健診受け入れ体制の強化
未受診者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未申込者に対する勧奨 ・ 職域（町内事業所）への受診勧奨活動 ・ 町防災無線での案内
みなし健診への体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場健診を受ける対象者へ健診の結果提供依頼 ・ 医療機関受診による検査データ提供の体制づくり
特定保健指導の受けやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者が受けやすい日時、場所の設定 ・ 健診受診日当日に初回面談が実施できるよう、健診実施機関への業務委託

第5章 個人情報保護

(個人情報の保護)

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)並びにこれに基づくガイドライン等を踏まえるとともに「おいらせ町個人情報保護条例」(平成18年おいらせ町条例第9号)に基づいて行うものとします。

特定健康診査等を委託する場合の受託者についても当町と同様の取り扱いとするとともに、業務上知り得た情報については守秘義務を徹底、目的外利用を禁止し、業務終了後も同様とします。

第6章 計画の公表・周知方法

(計画の公表・周知方法)

本計画の公表については、町の広報紙及びホームページにおいて行います。

また、内容を見直し、変更した場合には、速やかに町の広報紙及びホームページで公表します。

第7章 計画の評価・見直し

(計画の評価・見直し)

本計画に基づく特定健康診査及び特定保健指導の実施状況については、おいらせ町国民健康保険においてその評価及び内容の検討を行います。

目標値の達成状況や特定健康診査及び特定保健指導に関する評価結果を活用し、おいらせ町国民健康保険で計画内容の見直しについて検討します。また、計画の目標値について、達成状況によっては、最終年度に至る各年度の目標値を再設定することも検討します。

見直しの体制については、保健師や担当職員で構成される実務的な作業部会を設け、実質的な見直し作業はその作業部会が中心となって進めます。さらに、作業部会で検討、見直した内容については健康づくり推進協議会で検討し、その結果を国民健康保険運営協議会に報告します。